

兵庫県公報

平成28年10月25日 火曜日 第2844号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 農村地域工業等導入基本計画の変更（新産業課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	3
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の 縦覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	6
○ 同上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 縦覧（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
教育委員会公告	
○ 入札公告（兵庫県立香住高等学校）	13

告 示

兵庫県告示第906号

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定により定めた農村地域工業等導入基本計画（平成9年兵庫県告示第1562号）を変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称

兵庫県農村地域工業等導入基本計画

2 縦覧場所

兵庫県産業労働部新産業課産業立地室

3 縦覧期間

平成28年10月25日から同年11月8日まで

4 主な変更内容

農村地域工業等導入基本計画の対象区域の変更（西脇市、三木市、加東市、小野市、加西市、赤穂市、相生市、たつの市、加古郡稲美町、神崎郡福崎町、赤穂郡上郡町及び揖保郡太子町の区域の全域を対象に追加する。）



兵庫県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年10月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指定の区域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 安浦(2) I-2<br>(106010224) | 洲本市安乎町平安浦（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 浜(1) I-2<br>(106010225)  | 洲本市安乎町平安浦（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1及び2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで（当日消印有効）

(4) 意見の要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

安浦(2) I (106010097) の項中別図122、浜(1) I (106010098) の項中別図123、宮野原(7) II (106010110) の項中別図135、安浦(1) II (106010118) の項中別図143、安坂北谷 I (206010032) の項中別図194を改める。
（これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成26年兵庫県告示第966号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

北谷(2) (106020127) の項中別図6、安坂(1) (206020021) の項中別図213を改める。
(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北谷 I (106010094)	洲本市安乎町北谷 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
安浦(1) I (106010096)	洲本市安乎町平安浦 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
安浦(2) I (106010097)	洲本市安乎町平安浦 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
浜(1) I (106010098)	洲本市安乎町平安浦 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
浜(2) I (106010099)	洲本市安乎町平安浦 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山田原(1) II (106010100)	洲本市安乎町山田原 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山田原(2) II (106010101)	洲本市安乎町山田原 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山田原(3) II (106010102)	洲本市安乎町山田原 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
山田原(4) II (106010103)	洲本市安乎町山田原 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
宮野原(1) II (106010104)	洲本市安乎町宮野原 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
宮野原(2) II (106010105)	洲本市安乎町宮野原 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮野原(3) II (106010106)	洲本市安乎町宮野原 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宮野原(4) II (106010107)	洲本市安乎町宮野原 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宮野原(5) II (106010108)	洲本市安乎町宮野原 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宮野原(6) II (106010109)	洲本市安乎町宮野原 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宮野原(7) II (106010110)	洲本市安乎町宮野原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
北谷(1) II (106010111)	洲本市安乎町北谷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
北谷(2) II (106010112)	洲本市安乎町北谷 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

古宮(1)Ⅱ (106010113)	洲本市安乎町古宮(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古宮(2)Ⅱ (106010114)	洲本市安乎町古宮(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古宮(3)Ⅱ (106010115)	洲本市安乎町古宮(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中田(1)Ⅱ (106010116)	洲本市安乎町中田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
安浦(1)Ⅱ (106010118)	洲本市安乎町平安浦(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
安浦(3)Ⅱ (106010120)	洲本市安乎町平安浦(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
安浦(4)Ⅱ (106010121)	洲本市安乎町平安浦(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
安浦(1)Ⅲ (106010132)	洲本市安乎町平安浦(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
安浦(4)Ⅲ (106010135)	洲本市安乎町平安浦(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
厚浜(2)Ⅰ (106010142)	洲本市中川原町厚浜(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
厚浜(1)Ⅱ (106010144)	洲本市中川原町厚浜(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
厚浜(2)Ⅱ (106010145)	洲本市中川原町厚浜(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
厚浜(4)Ⅱ (106010147)	洲本市中川原町厚浜(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
厚浜(5)Ⅱ (106010148)	洲本市中川原町厚浜(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
厚浜(6)Ⅱ (106010149)	洲本市中川原町厚浜(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
中川原(1)Ⅱ (106010150)	洲本市中川原町中川原(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中川原(3)Ⅱ (106010152)	洲本市中川原町中川原(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中川原(4)Ⅱ (106010153)	洲本市中川原町中川原(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
三木田(2)Ⅱ (106010155)	洲本市中川原町三木田(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

厚浜(3)Ⅲ (106010159)	洲本市中川原町厚浜(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山田原(1) (106020122)	洲本市安乎町山田原(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
山田原(2) (106020123)	洲本市安乎町山田原(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
宮野原(1) (106020124)	洲本市安乎町宮野原(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
宮野原(2) (106020125)	洲本市安乎町宮野原(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北谷(1) (106020126)	洲本市安乎町北谷(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
北谷(2) (106020127)	洲本市安乎町北谷(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
北谷(3) (106020128)	洲本市安乎町北谷(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
古宮(3) (106020131)	洲本市安乎町古宮(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
古宮(4) (106020132)	洲本市安乎町古宮(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
中田(1) (106020133)	洲本市安乎町中田(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
中田(2) (106020134)	洲本市安乎町中田(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
平安浦(1) (106020136)	洲本市安乎町平安浦(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
平安浦(2) (106020137)	洲本市安乎町平安浦(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
平安浦(3) (106020138)	洲本市安乎町平安浦(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
平安浦(4) (106020139)	洲本市安乎町平安浦(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
二ツ石(1) (106020140)	洲本市中川原町二ツ石(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
二ツ石(2) (106020141)	洲本市中川原町二ツ石(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
二ツ石(4) (106020143)	洲本市中川原町二ツ石(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

安坂(1) (106020144)	洲本市中川原町安坂 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
安坂(3) (106020146)	洲本市中川原町安坂 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
安坂(4) (106020147)	洲本市中川原町安坂 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
市原(1) (106020149)	洲本市中川原町市原 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
市原(2) (106020150)	洲本市中川原町市原 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
市原(3) (106020151)	洲本市中川原町市原 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
中川原(1) (106020153)	洲本市中川原町中川原 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
中川原(2) (106020154)	洲本市中川原町中川原 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
中川原(3) (106020155)	洲本市中川原町中川原 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
中川原(4) (106020156)	洲本市中川原町中川原 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
厚浜(1) (106020157)	洲本市中川原町厚浜 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
厚浜(2) (106020158)	洲本市中川原町厚浜 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
厚浜(3) (106020159)	洲本市中川原町厚浜 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
厚浜(5) (106020161)	洲本市中川原町厚浜 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
三木田(2) (106020163)	洲本市中川原町三木田 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
三木田(4) (106020165)	洲本市中川原町三木田 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
中田川Ⅰ (206010026)	洲本市安乎町中田 (別図73のとおり)	土石流	別図73のとおり
山田原谷Ⅱ (206010029)	洲本市安乎町山田原 (別図74のとおり)	土石流	別図74のとおり
安坂北谷Ⅰ (206010032)	洲本市中川原町安坂 (別図75のとおり)	土石流	別図75のとおり

北谷(1) (206020018)	洲本市安乎町北谷 (別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
古宮(1) (206020019)	洲本市安乎町古宮 (別図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
中田(1) (206020020)	洲本市安乎町中田 (別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
安坂(1) (206020021)	洲本市中川原町安坂 (別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
中川原(1) (206020022)	洲本市中川原町中川原 (別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり

(別図1から別図80までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゴダイドラッグ湯村店
所在地 美方郡新温泉町井土字米持前19ほか

2 同法第8条第1項の規定により新温泉町から聴取した意見の概要

- (1) 駐車場の位置及び構造等について、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の内容を遵守するよう留意されたい。
- (2) 建築物や屋外広告物について、兵庫県「景観の形成等に関する条例」の規定に基づく景観形成基準に適合するよう努められたい。
- (3) 敷地内の積極的な修景緑化に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間